

【京都市立小中学校耐震化 PFI 事業】

実施方針に関する質問及び回答の補足（No.42 関連）

コンクリート圧縮強度が低いと想定される棟の耐震補強業務に係る要求水準の現時点における考え方の一部は次のとおりです。

詳細は、入札説明書の別添資料「要求水準書」で提示する予定です。

1 居ながら施工への配慮（代替施設の利用制限）

市は、耐震補強業務の実施期間中も、通常どおり授業等にて校舎と屋内運動場を使用します。そのため、耐震補強業務の実施期間中も事業対象校の各教室は通常どおり学校教育活動が行える状態を確保することとし、仮設校舎、空き教室の利用等、代替施設は認めません。

ただし、次に示す棟については、やむを得ない場合は、事前に市及び事業対象校と協議・調整等のうえ、学校教育活動等に与える影響を最小限にとどめるよう配慮することを条件に、耐震補強工事期間中における授業等における利用を停止することも可能とします。

(1) 近衛中学校の⑧-2 棟

1 階の防災備蓄倉庫とピアノ室・多目的室及び 3 階の多目的室 2 室（いずれも平成 21 年度時点。）のうち、1 階の防災備蓄倉庫を含める 2 室まで。

(2) 旭丘中学校の⑫棟（屋内運動場）

市及び学校との協議により決定した期間（平成 22 年 10 月初旬から平成 23 年 1 月下旬までを想定）は、工事期間として、屋内運動場の利用を停止することも可能とします。

2 採光・通風の確保

(1) 採光・通風を確保するため、耐震補強の方法は、外壁面からの外付け補強を基本とし、外部開口部における耐震補強材の見付面積は、現況の建具面積の 40%未満とします。ただし、次の棟は、その限りではありません。

① 鏡山小学校の①-1, 2, 3, 4, 5 棟

廊下に面している棟北面の外部開口部に限り、外壁面からの外付け補強以外での耐震補強を可能とします。ただし、当該外部開口部の見付面積についても、現況の建具面積の 60%以上を確保することとします。

② 鏡山小学校の⑰棟（明鏡館）

1 階の小会議室と印刷室（いずれも平成 21 年度現在）の外部開口部については、外壁

面からの外付け補強以外での耐震補強も可能とします。また、当該外部開口部の見附面積に係る制限もないこととします。

③ 旭丘中学校の④-1, 2, 3, 4, 5 棟

廊下に面している棟北西面の外部開口部に限り、外壁面からの外付け補強以外での耐震補強を認めます。ただし、当該外部開口部の見附面積についても、現況の建具面積の60%以上を確保することとします。

④ 近衛中学校の⑧-2 棟

- ・ 1階の防災備蓄倉庫とピアノ室・多目的室及び3階の多目的室2室（いずれも平成21年度現在）のうち防災備蓄倉庫を含める2室までについては、外壁面からの外付け補強以外での耐震補強を可能とします。ただし、当該教室の南面の外部開口部の見附面積についても、現況の建具面積の60%以上を確保することとします。
- ・ 廊下に面している棟北側の外部開口部に限り、外壁面からの外付け補強以外での耐震補強を可能とします。ただし、当該外部開口部の見附面積についても、現況の建具面積の60%以上を確保することとします。

(2) 耐震補強工事の実施期間中においても、可能な限り、採光・通風を確保することとします。

(3) 関係法令等に定める基準等を満たす適切な室内照度を確保することとします。

以上